

都立高等学校の支援制度について

令和5年
4月版

就学支援金

授業料が無料になります！

対象：「区市町村民税の課税標準額×6%」から「区市町村民税の調整控除の額」を引いた金額が30万4,200円未満の世帯（年収目安約910万円未満の世帯）
審査：7月（年1回） ※新1年生は4月と7月の年2回
マイナンバーを提出し認定となった方は、その後自動審査となるため原則お手続き不要です。
※国が保護者にかわり授業料を学校に支払う制度です。

多子世帯支援事業

授業料が半額になります！

対象：所得制限により就学支援金の対象とならない世帯のうち、保護者等の扶養する23歳未満の子が3人以上いる世帯。
審査：7月（年1回） ※新1年生は4月と7月の年2回
※令和2年度より実施

給付型奨学金

資格検定等の代金が無料になります！

対象：①生活保護受給世帯
②「区市町村民税の所得割額」と「都道府県民税の所得割額」を合算した金額が8万5,500円未満の世帯。（年収目安約350万円未満の世帯）
手続き：2～3月 ※新1年生は5～6月
※家計急変による申請も随時受け付けています。
※各学校が指定する選択的教育活動に必要な経費を東京都が保護者の代わりに支払います。
※保護者が直接現金を受け取るものではありません。

奨学のための給付金

通学に必要な経費を補助します！

対象：①生活保護受給世帯
②「区市町村民税の所得割額」と「都道府県民税の所得割額」を合算した金額が非課税の世帯
手続き：9月中旬締切り（年1回） ※一部早期支給制度があります。
支給方法：現金支給（12月下旬に保護者の口座へお振込みします）

各支援制度の詳細な内容や申請方法等については、別途お知らせいたします。

（お問い合わせ） 都立多摩工科高等学校 経営企画室

電話 042-551-3435